

# 物価高騰対策応援券配布事業のお知らせ(取扱店募集)

令和5年12月26日

香美町では、物価上昇により影響を受けている町民の生活を応援することを目的として、新たに『**香美町商品券**』を発券することになりました。

趣旨をご理解のうえ、以下の募集要領をご覧ください、町内の活性化にご協力をお願いいたします。なお、移動販売車等で事業を実施している場合についても同様の取り扱いとさせていただきます。

## 【取扱店募集要領】

### 1. 物価高騰対策応援券配布事業

商品券は、令和6年1月1日現在、香美町内に住所を有する方に1セット(10,000円分)を配布するものです。

町内の飲食及び小売業等(ガソリン、軽油、灯油等も含む)を営む事業所等で利用できる商品券です。

#### 事業の概要

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| ① 発行総額   | 約156,730,000円 ※               |
| ② 発行数    | 約15,673セット(1セット:10,000円) ※    |
| ③ 配布対象者  | 令和6年1月1日現在、香美町内に住所を有する者       |
| ④ 配布額    | 1人当たり 10,000円(券面額:1,000円×10枚) |
| ⑤ 使用期間   | 令和6年3月1日(金)から令和6年6月30日(日)まで   |
| ⑥ 換金受付期間 | 令和6年3月7日(木)から令和6年7月11日(木)まで   |

※発行総額及び発行数は、基準日の人口で変更となります。

### 2. 取扱店の参加資格

一般消費者を対象とした店舗等で、取扱店募集要領と町の指示を遵守する事業者とし、香美町内に事業所を置く事業者で次の条件のすべてを満たす事業者に限ります。

- (1) 取扱店は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第1号から(3)号を除く)を行っていない事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行っていない事業者
- (3) 役員等(法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。

以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(以下「暴力団員」という。)である者若しくは暴力団または暴力団員が経営に関与していない者

- (4) 暴力団員を雇用していない者
- (5) 暴力団または暴力団員を問題解決のために利用していない者
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員と密接な交際をしていない者
- (7) 暴力団または暴力団員であること若しくは(3)から(6)までに掲げる行為を行う者と知りながら、その者に仕入、納入やその他業務を下請け等させていない者
- (8) 反社会的勢力との関係のない事業者

### 3. 申込方法について

- (1) 申込方法 : [別紙1]取扱店登録申込書兼誓約書をご提出ください。

※ FAXでもお申込み可能です。(FAX:0796-36-3809)

- (2) 申込先 : 香美町 観光商工課

- (3) 受付時間 : 9:00~17:00

様式は香美町のホームページからもダウンロード可能です。(準備中)

- (4) 申込締切日 : **令和6年1月31日(水)**

※締切日以降の取扱店受付も、随時行いますので、同封の申込書をご利用ください。

登録された取扱店については、町ホームページで公開します。

### 4. 商品券の取扱いについて

- (1) 商品券について

- ① 商品券は取扱店において、物品の販売等、役務の提供の取引において現金と同様に使用することを可能とします。ただし、現金との交換は不可とします。
- ② お釣りは出さないものとします。
- ③ 取扱い対象商品提供の対価に対する不足分は現金で受け取ってください。
- ④ 使用期限を過ぎた商品券は、受け取らないでください。
- ⑤ 商品券の盗難、紛失、偽造券使用について町は一切責任を負いません。

- (2) 取扱い対象商品について

町内の飲食業、小売業(ガソリン、軽油、灯油等も含む)を営む事業所等で取扱っている商品に使用できます。

- (3) 取扱い対象外商品について

- ① 宿泊券、お食事券、商品券やプリペイドカード等に類する換金性の高いもの
- ② たばこ
- ③ 現金(電子マネーを含む)への換金、金融機関への預け入れ
- ④ 風俗営業店の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

- ⑤ 特定の宗教・政治団体に関するものや公序良俗に反するもの
- ⑥ 国税、地方税や使用料などの公租公課

## 5 . 商品券の換金方法

- (1) 取扱店は、使用された商品券の換金金額を換金申込書兼請求書に記入してください。
- (2) 取扱店は、あらかじめ定められた換金期間内に、換金申込書兼請求書に使用済み商品券に添えて、**香美町役場2階第2会議室(5月23日からは1階第1会議室)、村岡地域局又は小代地域局**に持参し、換金受付担当者の面前で換金額の確認を受けてください。
- (3) 後日、香美町は、銀行振込みで取扱店が指定する口座に入金します。換金の受付は、毎週木曜日締めとし、翌週の金曜日に振込むものとします。ただし、木曜日が祝祭日の場合は前営業日に受付をし、金曜日が祝祭日の場合、翌営業日に振り込むものとします。

**※最終受付締切り…令和6年7月11日(木)**

→最終振り込み…令和6年7月19日(金)

- (4) 換金手数料 無料
- (5) 換金期間終了後は、理由の如何を問わず換金できませんので、ご注意ください。

## 6. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守し、商品券の取扱いに十分注意してください。

- (1) 登録に関する虚偽または不正行為をしないこと。
- (2) 取扱店は香美町が配布する商品券取扱店である旨の表示を、分かりやすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券の使用対象外を独自に定める場合(特売品など)は、あらかじめ消費者が認識できるように表示すること。
- (5) 商品券の毀損、汚れ等、商品券の照合困難な場合は、いかなる理由があろうとも換金できないので、取扱いに注意すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買をしないこと。

※ 取扱店がこの要領の各事項に違反すると判断したときは、登録を抹消し、全ての換金を停止することがあります。

◆問い合わせ(申込先)  
香美町香住区香住870-1  
香美町 観光商工課  
TEL 0796-36-3355  
FAX 0796-36-3809